

保育音楽療育士教育課程ガイドライン

12.9.8 制定

18.4.1 一部改正

21.4.1 一部改正

23.4.1 一部改正

本協会における保育音楽療育士の資格認定を受けようとする場合は、「保育音楽療育士資格認定に関する規程」をもとに教育課程を編成すること。更に詳しい授業内容については以下のガイドラインを参照のこと。

教育目標

障害児療育において、発達的な視点を入れながら、保育と音楽療育に関して高度の知識と技能をそなえた障害児の専門職として、さらに生涯教育に関与できる人材の養成を目指す。

I. 音楽療育に関する科目

保育音楽療育概論

保育音楽療育に関する基礎・専門知識について学習する。音楽の起源説やリズム説と音楽療育法の史的視点から、からだ論（音・音楽と心身の関係論）、心身の発達過程と表現論、方法の原理、様々な方法（ダルクローズシステム・オイリュトミー・ムーブメント教育法等々）、保育音楽療育の意義と達成課題など含まれる。

保育音楽療育演習

保育音楽療育の実践方法に関する基礎と専門知識・技術技能及び指導法について学習する。障害種別、形態別（個人対応・統合保育・集団対応など）、年齢別（障害幼児～老人）をふまえ、音・音楽とからだ（心と身体）の関連を視野に入れた指導計画と実践法などが含まれる。

身体表現及び即興演奏法

からだの動きと音・音楽の相互関係を理解し、その両者の実際について学習する。即興演奏法は鍵盤楽器を主とし、からだの動きを誘発したり合わせたりなど、近・現代的手法も取り入れながら、かつ、鍵盤和声も含むものとする。

器楽活用法

保育音楽療育の実際に活用するため、和太鼓、ハンドベル、管・弦・打楽器、アンサンブルなど、様々な楽器とその指導法を学習する。少なくとも2種類は取り入れることが望ましい。

幼児音楽特別研究

「声」を中心に据えた演習科目である。障害児や老人の発声から歌・唄・合唱や、障害児の音感教育法の実践を学習する。また、発声法・ソルフェージュなど声楽の基本から、手遊び・歌遊びなども含むものとする。

II. 障害者及び心理に関する科目

障害児保育

障害児保育の目標、施設保育や統合保育等の保育の形態、療育技法を含んだ保育の内容及び方法等の基本的知識と援助方法について学習する。

障害者福祉論

障害者福祉の目的・理念を学び、障害者のおかれている状況及び生活実態についての理解を深める。障害者の福祉・保健サービスの施策体系、制度を学習する。

老人福祉論

高齢化社会における老人福祉の目的、理念を学ぶ。老人福祉・保健サービスの施策体系、今後の課題について学習する。

障害児の心理

発達理論、行動理論、コミュニケーション理論等を通して、視覚障害、知的障害、情緒障害等の障害種別の心理援助アプローチの基本的理論と実際を学習する。

障害者の心理

生理的、心理的、社会的なモデルや情動理論、ライフサイクルやライフスタイルの理論を通して障害者の心理的特性を理解し心理的援助の方法を学習する。

老人の心理

老年期の記憶、知覚と注意、人格と加齢、精神的老化と精神障害、死にゆく過程等の老年期の心理的特性を理解し援助方法を学習する。

音楽と心理

音や音楽が心やからだに与える影響について、生理学的、行動学的、社会的な側面から学習する。

Ⅲ. 医学等に関する科目

医学概論

生理学、解剖学、行動医学、医の倫理及び障害児に関する基礎と臨床医学などの関連医学を学ぶ。

精神医学

精神の身体的基礎である脳の機能に関する身体的側面、精神現象を扱う心理的側面、および精神障害の問題にかかわる社会的側面などについて学習する。

発達障害論

乳幼児期の正常発達のプロセスと発達障害のメカニズムを学び、発達の仕組みと発達障害の関係、発達障害の概念と病態及び支援方法を学習する。

子どもの保健 I

子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義、身体の発育や生理機能及び運動機能並びに精神機能の発達と保健、疾病とその予防法及び適切な対応について理解する。

精神保健

ストレス、不登校、いじめ、児童虐待、アダルトチルドレン等心やからだの健康について学習する。

Ⅳ. 実習に関する科目

保育音楽療育実習

グループ体験等の学外・学内での実習。施設での観察・参加や体験学習、ボランティア活動又はワークショップ参加、特別講師による指導法受講など多くの体験学習をする。

Ⅴ. 研究論文に関する科目

卒業または修了論文

学習成果評価として音楽療育に関する論文をまとめる。

Ⅵ. その他の科目

各大学が保育音楽療育のために必要として設置する必修又は選択科目
音楽系、教育・福祉系、看護・衛生系などを設置する。